食品偽装表示における刑事処分の運用

岩月　泰頼
（松田綜合法律事務所　弁護士）

第１ 総論

食品偽装表示とは、一般的には、食品の原材料、原材料原産地、原産地、製造年月日、使用した添加物、特定原材料（アレルギー物質）、遺伝子組換え食品に関する事項、賞味・消費期限又は製造者名等を偽り、本来とは異なる表示を行って食品の流通・販売を行うこととされている。

食品表示は、一般消費者が食品の品質を正しく理解した上で選択し、飲食するために重要な情報を提供するものであり、その表示を偽ることは、一般消費者の食品の選択の自由を侵害するだけでなく、特定原材料等の健康に関わる情報を偽った場合には、一般消費者の身体・生命への侵害を引き起こすこととなる。特に、大量生産・広域流通がなされている食品については、広域にわたる一般消費者に重大な健康被害を招く事態を引き起こしかねない。このように食品表示が食品の品質を担保する重要な情報であることから、一般消費者の食品表示に対する関心も高い。

このような食品表示の重要性に鑑み、食品偽装表示に対しては、様々な法令により罰則規定が設けられており、これまでも悪質な食品偽装表示事件に対しては刑事罰が科されてきた。

日本では、古くは昭和35年にいわゆる「にせ牛缶事件」[1]が起きているが、近時では、平成14年に全農チキンフーズ鶏肉偽装事件（不正競争防止法違反）[2]・雪印食品牛肉偽装事件（詐欺罪）[3]、平成16年にハンナン牛肉偽装事件（詐欺罪・補助金適正化法違反）[4]が次々と検挙されることとなった。これら偽装事件がきっかけとなって、食品偽装表示の実態が次々と明るみに出るようになった。これ以降も一般消費者の食品表示に対する信頼を損なう食品偽装表示事件は枚挙に暇はなく、大きな社会問題となっている。

本稿では、食品偽装表示の罰則内容、食品偽装表示の捜査の端緒の特徴や捜査の進め方、食品偽装表示が行われた場合の行政機関と捜査機関との連携の実情やその問題点について概説したい。

第２ 食品表示に関わる法令と罰則規定

警察庁生活安全局では、平成14年から、食品衛生関係事犯（食品衛生法違反）及び食品産地等偽装表示事犯を「食の安全に係る事犯」として統計を開始し、検挙事件数、検挙人員数、検挙法人数及び主要検挙事例を公表しており[5]、その概要は、表１のとおりである。

---

[1] 東京の消費者が牛肉大和煮の缶詰にハエが入っていたとして、保健所に持ち込んだところ、検査の結果、中身が安価な鯨肉や馬肉であることが発覚した。これを契機に不当景品類及び不当表示防止法が立法された。

[2] 平成13年に全農チキンフーズが中国産等輸入鶏肉を国産と偽って販売し、法人と関係者が不正競争防止法違反で検挙された事件。

[3] 平成13年に雪印食品がBSE対策事業であった国産牛肉買上事業を悪用し、輸入牛肉約280万トンを国産牛肉と偽って補助金約1億9500万円を不正受給した事件。

[4] 平成13年に食肉卸売業ハンナンがBSE対策事業であった国産牛肉買上事業を悪用し、輸入牛肉を国産牛肉と偽って補助金約6億円を不正受給し、買上代金等名下に約9億円を詐取した事件。

[5] 警察庁生活安全局HP：https://www.npa.go.jp/safetylife/index.htm#chiikika

表1　最近5年間における食の安全に係る事犯の検挙状況の推移

		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
食品衛生関係事犯	検挙事件数	36	27	21	26	20
	検挙人数	65	39	22	44	28
	検挙法人数	19	5	3	9	3
食品の産地等偽装事犯	検挙事件数	10	12	20	14	17
	検挙人数	20	37	51	36	49
	検挙法人数	7	8	11	8	14
合計検挙事件数		46	39	41	40	69

全体の検挙事件数は、偽装表示事案対策に関して農林水産省と警察庁との連携強化がされた平成19年以降増加して平成21年には66件に上ったが、その後減少し、平成25年では40件であった。平成26年の検挙事件の内訳は、食品衛生関係事犯が20件、食品の産地等偽装表示事犯が17件であった。

平成26年の食品衛生関係事犯の内訳は、20件すべて食品衛生法違反であり、同年の食品の産地等偽装表示事犯の内訳は、不正競争防止法違反（16件）、農産物検査法違反（1件）であった。

これまでの産地等偽装表示事犯における検挙罪名は、主に不正競争防止法違反、米トレーサビリティ法違反、農産物検査法違反及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）違反であるが、それ以外にも罰則の定められた食品表示に係る法令は多岐にわたる。

平成27年4月1日時点の食品表示に関する罰則規定は、表2のとおりである（括弧内の数字は、当該法令の条文を表し、両罰欄は、両罰規定の該当条文を表す。）[6]。

[6] 梶川千賀子著「食品安全問題と法律・制度」農林統計出版179頁表9-1を参考としている。同著は、食品安全に関する法体系や行政運用が網羅的に解説されており非常に参考となる。

表2　食品表示に関する罰則規定

No.	法令	所轄	目的	性格	表示対象	表示事項	違反措置	両罰
1	**計量法**	経済産業省	計量基準を定め、適正な計量の実施	義務	義務特定商品	特定物象量(13・14)	勧告(公表)＞命令(15)＞罰則【50万円以下罰金】(173)	177
2	**酒類業組合法**	国税庁	酒税の確保、酒類取引の安定	義務	酒類	品目、アルコール分、製法、容量等(86の5)	指示＞命令(86の7)＞罰則【50万円以下罰金】(98)	100
3	**景品表示法**[7]	消費者庁	公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護すること	禁止	事業者の供給する商品・役務	優良誤認・有利誤認表示禁止、虚偽・誇大な表示禁止(*5*)	排除命令(*6*)＞罰則【2年以下懲役又は300万円以下罰金】(*16*)	18
4	**リサイクル法**	経済産業省 環境省	使用済物品等発生の抑制、再生資源等の利用促進	義務	指定表示製品の容器包装	鋼・アルミ・PET・プラスチック・紙製等の識別マーク	勧告＞公表＞命令(25)＞罰則【50万円以下罰金】(42)	44
5	**健康増進法**	表示： 消費者庁	国民の栄養改善・国民の健康増進を図る	禁止	食品全般	健康保持増進効果等の虚偽誇大広告禁止(31)	勧告＞命令(32)＞罰則【6月以下懲役又は100万円以下罰金】(36の2)	－
				許可	特定保健用食品・特別用途食品	商品名・消費期限/賞味期限・製造所所在地・製造者・栄養成分量・熱量・原材料等(26Ⅵ/内閣府令8)	罰則【50万円以下罰金】(37)	39
6	**牛肉トレーサビリティ法**	農林水産省	BSE蔓延防止	義務	牛・牛肉	個体識別番号(14-16)	勧告＞命令(18)＞罰則【30万円以下罰金】(23)	24
7	**米トレーサビリティ法**	農林水産省	米穀等の安全で適切な流通確保	義務	米・米加工品	産地情報(4,8)	・勧告＞命令(9)＞罰則【50万円以下罰金】(12) ・事業者間：罰則【50万円以下罰金】	13
8	**不正競争防止法**	経済産業省	事業者間の公正な競争の確保	禁止	食品を含む全ての商品・役務・広告・取引書類・通信	食品を含む全ての商品・役務・広告・取引書類・通信	・差止/損害賠償請求 ・罰則【5年以下懲役又は500万円(法人1億円)罰金】(21)	22
9	**食品衛生法**	厚生労働省	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止	禁止	食品、添加物、器具又は容器包装	公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告	罰則【2年以下懲役又は200万円罰金】(72)	78
10	**食品表示法**	消費者庁	販売用の食品表示の適性を確保し、一般消費者の利益の増進を図る	義務	販売の用に供される食品全般	食品表示基準に沿った表示(5)	・指示＞命令(6Ⅴ)＞罰則【1年以下懲役又は100万円以下罰金】(20) ・命令(6Ⅷ)＞罰則【3年以下懲役又は300万円以下罰金】(17) ・罰則【2年以下懲役又は200万円罰金】(18)	22

[7] 平成26年改正で課徴金制度が導入されることとなり、平成28年春までに施行予定。この改正に伴い条文番号が変わる条項を斜字で表記した。

食品表示偽装に対する違反措置には、違反者に対して行政庁が是正や中止のための命令等を行った上で、これらに従わない場合に罰則が適用となる旨の規定を置く方式である「間接罰」と違反行為があった場合に直ちに罰則が適用となる旨の規定を置く方式である「直罰」がある。直罰の定めがあるのは、表２の№5の健康増進法における特定保健用食品と特別用途食品に係る無許可表示の場合、№7の米トレーサビリティ法における事業者間での原産地虚偽表示の場合、№8の不正競争防止法における誤認惹起行為の場合、№9の食品衛生法における虚偽誇大表示の場合及び№10の食品表示法における安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従わない表示をした場合である。

№5の健康増進法における虚偽誇大広告における罰則の場合を除くすべての場合に、両罰規定（法人などの事業主の代表者や従業員などが業務に関して違反行為をした場合に、直接の違反者を罰するほか、その事業主体をも罰する規定）の定めがなされている。食品表示の内容を決定する主体・作成名義の多くは事業主体である法人又は個人であり、またその食品表示によって利益を得るのも事業主体であることから、行為者だけでなく事業主体をも処罰しなければその実効性を得られない。そこで、食品表示に係る罰則規定の多くに両罰規定が定められている。

従来、食品の表示義務事項は、食品衛生法、JAS法及び健康増進法により複雑に規定されていたが、これらを一本化することとし、新たに「食品表示法」が制定され、平成27年4月1日から施行された。上記のとおり、食品表示法による表示義務規定のうち、「アレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定める事項」について、食品表示基準に従った表示がされていない食品を販売した場合には、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科されるという直罰が規定されている（食品表示法第6条8項・第18条）。

第３ 食品偽装表示による主な刑事事件の現況

食品偽装表示による不正競争防止法違反事件や詐欺事件は枚挙に暇がないが、そのほとんどが産地偽装であり、2001年からの主だった産地偽装事件のうち刑事事件となったものは以下のとおりである。なお、これら以外にも刑事事件となった産地偽装事件は多数あるが、社会的反響の大きかったもの、食品の種類が重複しないものを選択して挙げている。

表3　主な産地偽装事件

No.	犯行年（検挙年）	事件名	適用罪名	概要
1	2001（2002）	**全農チキンフーズ鶏肉偽装事件**	不正競争防止法	中国産及びタイ産の輸入鶏肉を国産と記載された包材に詰めて冷凍食肉商品約1万1425パックを製造し、同商品につき原産地、品質及び内容について誤認させるような表示をして販売した。
2	2001（2004）	**ハンナン牛肉偽装事件**	補助金適正化法違反、詐欺等	BSE対策事業であった国産牛肉買上事業を悪用し、2001年に、輸入牛肉を国産牛肉と偽って補助金約6億円を不正受給し、買上代金等名下に約9億円を詐取した。
3	2006（2007）	**ミートホープ牛肉偽装事件**	不正競争防止法、詐欺	牛肉に豚肉や羊肉等の畜肉を加えた挽肉等（約13万kg）を梱包した段ボール箱に「十勝産牛バラ挽肉6mm挽」等のシールを貼付し、商品の品質及び内容について誤認させるような表示をして引渡し（不正競争防止法違反）、同様の偽装牛挽肉等を引き渡したのにこの情を秘して代金請求して代金合計約4000万円を詐取した（詐欺）。
4	2008（2008）	**魚秀一色産うなぎ蒲焼偽装事件**	不正競争防止法	中国産うなぎ蒲焼約256トンを「愛知県三河一色産うなぎ蒲焼」等と印刷された段ボール箱に梱包し、商品の原産地について誤認させるような表示をした上で譲渡した。
5	2007~08（2009）	**三笠フーズ事故米不正転売（用途偽装）事件**	不正競争防止法	殺虫剤アセタミプリドに汚染された事故米約876トンを「特定米穀白米」等と納品書に記載して食用と偽り販売した。
6	2009（2010）	**マルナガ水産わかめ産地偽装事件**	不正競争防止法	中国産ワカメを使用した湯通し塩蔵ワカメ合計約470トンを鳴門産と偽り、海産物店約561か所に約7300万円で販売した。
7	2010~12（2012）	**関西ベジタブルたまねぎ産地偽装事件**	不正競争防止法、詐欺	中国産タマネギ約560トンを「淡路産」と偽って表記して販売するなどし、代金約6800万円を詐取した。
8	2012（2012）	**新潟県産米産地偽装事件**	不正競争防止法	福島県産米を含むブレンド米を新潟県産コシヒカリ100%と偽って販売した。

上記の産地偽装事件の当時には食品表示法が制定されておらず、産地偽装について直罰規定があったのはJAS法、米トレーサビリティ法及び不正競争防止法であった。しかし、上記のとおり、そのほとんどの産地偽装事件において不正競争防止法が適用されている。

その大きな理由の一つは、直罰規定のある上記3法のうちであらゆる食品の産地偽装に適用でき、一番重い法定刑が定められていたのが不正競争防止法であったからといえる。

まず、米トレーサビリティ法では、対象食品が米に限られるし、また直罰規定が定められている事業者間での産地偽装においても50万円以下の罰金が上限であり、一般消費者に対する産地偽装では間接罰が定められているに過ぎなかった。

次にJAS法では、食品表示法の制定前には、産地偽装について2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（両罰規定では事業主に1億円以下の罰金）の直罰規定が定められていたが、他方、不正競争防止法では、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（両罰規定では事業主に1億円以下の罰金）という重い法定刑が定められていた。

同じ産地偽装行為に対し複数の法令により異なった法定刑が定められていることは、その立法趣旨からしてやむを得ない面もあるが、国民の負託を受けて捜査･起訴をする捜査機関としては、敢えて軽い法定刑が定められているJAS法によって検挙･起訴する訳にはいかず、必然的に重い法定刑が定められている不正競争防止法により検挙･起訴することとなる。捜査機関として、法定刑の重い犯罪に該当する可能性があるにもかかわらず、敢えて軽い法定刑の罪名で検挙･起訴することは、行政機関から食品表示法違反としての告発を受けるなどの例外的な場合を除き、原則的には考えにくい。

現在、食品表示法が施行されたことで、JAS法から産地偽装についての直罰規定が削除されたことから、今後も、食品の偽装事件については、米トレーサビリティ法を除けば、不正競争防止法による検挙が続くと考えられる。

第４ 食品偽装表示事件の刑事事件における端緒及び捜査

1 食品偽装表示事件の刑事事件における端緒

捜査機関が食品偽装事件の捜査を開始する端緒は、以下のとおり複数考えられる。

⑴ 刑事告発（刑事訴訟法第239条第1項）

⑵ 第三者からの情報提供

⑶ マスコミ報道

⑷ 別件の捜査から発覚

このように捜査の端緒は様々あるところ、これらの端緒によって、行政調査と重複する捜査の問題も生じうることから、本項では、食品偽装表示事件の捜査の端緒の特徴について概説する。

2 各端緒の特徴

⑴ 刑事告発（刑事訴訟法第239条第1項）

刑事告発とは、第三者が捜査機関に犯罪を申告し処罰を求める意思表示をすることである。この刑事告発は、大きく分けて行政機関によって行われる場合と個人（消費者や事業者）によって行われる場合が考えられる。

ア　行政機関による刑事告発

平成27年４月１日に食品表示法が施行されたことに伴い、ＪＡＳ法に規定されていた事業者等に対する立入検査等の規定も食品表示法に一元化された。そこで、本項では、平成27年3月31日までの農林水産省による食品表示に対する監視体制を前提に概説し、食品表示法施行後については注釈で触れるに留める。

（平成27年3月31日まで、）農林水産省は、当時のJAS法（以下「旧JAS法」

という。）に基づく飲食料品の品質に関する適正な表示の確保を図る観点から、立入検査・任意調査及び巡回調査（一般調査及び特別調査）を通じた事業者への指導監督を実施している。これらのうち、立入検査については、旧JAS法[8]に基づいて行われるものであり、任意調査及び巡回調査については旧JAS法に規定がなく、農林水産省設置法の所掌事務として実施されるものである。現場で実際にこれらの検査・調査を実施しているのは、地方管区毎に設置されている地方農政事務所（2011年9月以降は「地域センター等」）の職員である。また、都道府県等も旧JAS法[9]等に基づく立入検査等を実施している[10]。

そして、農林水産省は、平成14年から、食品偽装の情報を専門に受け付ける「食品表示110番」[11]を農林水産省本庁や各地方農政局に開設しており、一般消費者や事業者から、食品偽装表示の情報を入手した上で検

---

[8] 食品表示法が施行された現在では、同法第8条第2項により、農林水産大臣の立入検査等の権限が規定されている。食品表示法においては、内閣総理大臣（消費者庁長官）が食品表示制度を所管しているものの、消費者庁が地方支部部局を有していないことから、効率的・効果的な監視指導が行えない。そこで、旧JAS法下に地方農政局等の地方支分部局を有する農林水産省が報告徴収、立入検査及び指示を実施していたことから、食品表示法においても、農林水産大臣も食品表示法に基づく報告徴収、立入検査及び指示といった各種措置を講ずることができるとされた（池戸重信著「食品表示法（施行の背景とQ＆A解説）」ダイヤモンド社）。

[9] 食品表示法が施行された現在は、同法第8条第1項により、内閣総理大臣の立入検査等の権限が規定され、第15条第1項・第5項・「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令」第6条で都道府県知事に委任されている。さらに、同法第8条第2項により農林水産大臣の権限とされた立入検査等の権限は、第15条第4項・「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令」第5条で都道府県知事に委任されている。

[10] 平成20年7月末から総務省行政評価局は、「食品表示に関する行政評価・監視」を実施し、平成22年9月に「食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（http://www.soumu.go.jp/main_content/000080001.pdf）を行っており、これに詳しい。

[11] 農林水産省HP「食品表示110番」（http://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/110ban.html）

査を実施している[12]。

例えば、消費者や事業者からの産地偽装の情報提供を端緒に農林水産省の職員等が行政調査を行い、産地偽装の程度が悪質で犯罪性が強いと判断した場合には、農林水産省から捜査機関に対しての告発が行われることとなる[13]。この場合、当該告発を受けた警察署は、これを端緒として食品偽装表示の捜査を開始することとなる。

また、新潟県では、地方自治体が、全国で流通している「新潟県産コシヒカリ」のDNA検査を定期的に実施しており、産地偽装が強く疑われる事案には刑事告発を実施している[14]。新潟県では、作付けされているコシヒカリのほとんどが「コシヒカリBL」という品種であり、かつ、その種籾も管理されていて同種は新潟県内でしか栽培されていない。したがって、「新潟県産コシヒカリ」と銘打っているコメのDNA検査をすることで、産地偽装の疑いを判断することができる。

上記表3の8番の新潟県産米産地偽装事件は、新潟県によるDNA検査により発覚し、新潟県による刑事告発に基づいて捜査が開始され検挙された事案である。

イ　個人（消費者・事業者）による刑事告発

刑事告発は、被害者ではなく第三者によって行われるものであること

---

[12]魚秀一色産うなぎ蒲焼偽装事件では、兵庫農政事務所の「食品表示110番」にされた情報提供が端緒となっている。（平成26年1月　農林水産省表示・企画課　食品表示・規格監視室「最近の食品偽装案件の概要と対策について」：http://www.food-communication-project.jp/pdf/activity23_02.pdf）

[13]この場合、法的には、旧JAS法第20条第5項（現在は食品表示法第8条第5項）「立入検査…の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」との規定及び憲法上の令状主義との抵触が問題となるところ、実務上は、公務員が行政調査の過程で犯罪の証拠を発見したときに告発することは刑事訴訟法で義務付けられた正当行為であり、守秘義務に違反したとしても違法性が阻却されるという考えに立ち、告発を優先させている。

[14]新潟県報道資料「新潟県産ｺｼﾋｶﾘの平成26年度第3回DNA検査結果について」：
http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/182/226/270216kensakekka,0.pdf

から、食品偽装表示の情報を得た消費者や事業者によってなされることもありうる。

個人の場合は、行政機関とは異なり、立入検査も任意調査もできないことから、行政機関による告発の場合よりも少ない情報で告発をせざるを得ない。少ない情報での刑事告発は、嫌疑の程度も低くならざるを得ず、警察も告発の受理を渋る場合が多い[15]。

ミートホープ牛肉偽装事件では、従業員が警察に産地偽装を告発しようとしたが、警察によって受理されていない[15]。これは、現在と比べて、産地偽装に対する世間の関心が低かったという社会情勢もあるが、やはり個人の場合には、行政機関による告発の場合と比べて、極端に産地偽装の嫌疑を疎明する証拠が薄いことから、嫌疑が低く捉えられやすく、警察も粘りのある捜査ができなかったものと考えられる。

個人による刑事告発が警察によって受理されれば、行政機関による刑事告発の場合と同様、産地偽装についての捜査が開始されることとなる[16]。

⑵ 第三者からの情報提供

食品偽装表示の情報を得ている第三者の中には、偽装をしている事業者の処罰までを積極的に求めない者や処罰を求めたいが告発者として名前を表に出したくない者も多い。このような場合には、告発はしないものの、捜査や処罰を希望して、警察官に事実上の情報提供をする場合もある。

この場合も、個人による刑事告発の場合と同様、食品偽装表示の嫌疑を疎

---

[15]赤羽喜六著「告発は終わらない（ミートホープ事件の真相）」東京長崎出版に詳しい。本件では、著者の赤羽氏があらゆる機関やマスコミに内部通報・情報提供をしているが、ことごとく無視されてきた状況が詳細に記述されている。形式的には警察への情報提供であったと思われるが、実質的には処罰を希望していることから、本項では告発と位置付けて論じている。

[16]しゃぶしゃぶ等を展開する木曽路による和牛産地偽装事件では、弁護士によって大阪府警に不正競争防止法違反の刑事告発がなされ、元料理長や法人が書類送検された。

明する情報が少ない場合が多く、積極的に警察も動きにくいが、食品偽装表示に対する世間の関心が高まっている昨今においては、警察署によっては、当該情報提供を端緒に積極的に捜査を開始する場合もある。

企業内の従業員などが外部の監督機関や報道機関に犯罪行為の存在を周知する内部告発についても、処罰の意思表示ではなく単なる情報提供として捜査機関に行われれば、捜査機関に対する第三者による情報提供となる。

⑶ マスコミ報道

食品偽装表示の情報を得た消費者や事業者による情報提供や内部通報により、マスコミが当該情報を入手し、マスコミが裏付けを取った上で報道することで、これを端緒として捜査機関の捜査が開始される場合もある。

ミートホープ牛肉偽装事件では、元従業員がマスコミに産地偽装の情報をリークしており、マスコミが調査した結果、産地偽装が判明し、捜査機関の捜査が本格的に開始された。雪印食品牛肉偽装事件でも、雪印食品の取引先であった西宮冷蔵の社長がマスコミに産地偽装をリークしている。なお、マスコミ報道ですぐに捜査機関が捜査を開始する場合もあれば、マスコミ報道により行政機関の調査が開始され、その行政機関によって刑事告発される場合や個人による刑事告発による場合もある。

⑷ 別件の捜査から発覚

その他、別事件の捜査をしていたところ食品偽装表示が発覚し、これを端緒に食品偽装の捜査が開始されることも考えられる。

3 食品偽装表示における捜査機関による捜査

本項では、食品偽装表示における行政機関による調査との対比の中で、食品偽装表示に対する捜査について概説する。

⑴ 行政機関による行政調査と捜査機関による捜査

食品偽装表示における行政調査（立入検査等）は、食品表示法が施行されている現在、上述（注釈8及び同9）のように、実質的には、農林水産大臣、財務大臣及び都道府県知事に委任されている[17]。

そして、当該行政調査では、販売の用に供する食品（酒類を含む）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させることができる（食品表示法第8条）。これらの手続には、裁判所による令状が不要であり、行政手続として行われる。その他、任意調査も行われる。

他方、食品偽装表示における捜査機関による捜査のうち資料収集については、任意捜査（任意提出等）により行われることもあるが、主に、裁判所が発する令状に基づき強制捜査である捜索によって行われ、必要があれば科学捜査研究所などで科学的な検査が行われる（例えば、新潟県におけるコメの産地偽装事件においては、新潟県でのDNA検査とは別に科学捜査研究所におけるDNA検査が行われる。）。また、参考人からは任意取調べを行って供述調書を作成し、被疑者を逮捕して取調べを行う。

---

[17]消費者庁食品表示企画課「食品表示法説明資料」：
http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2013/135/doc/135_131112_shiryou7-sankou4.pdf
農林水産大臣による立入検査等：食品表示法第8条第2項
財務大臣による立入検査等：食品表示法第8条第3項
都道府県知事による立入検査等：食品表示法第8条第1項・同法第15条第1項・同条第5項

⑵ 行政調査と捜査機関の捜査の競合

上記のとおり、捜査機関にとっての事件の端緒は複数存在し、そのいずれであっても捜査機関にとって捜査が必要であると判断すれば捜査が開始されることから、その時点で行政調査が開始されていれば、その競合が問題となる。

この点、捜査よりも行政調査が先行していたとしても、捜査機関は、その行政調査内容を証拠として刑事手続に流用することはなく、自ら始めから証拠収集をやり直すこととなる。

これは、適正な刑罰権の行使は、適正手続（憲法第31条）による証拠収集が大前提だからであり、違法な手続きに基づいて収集された証拠は、裁判において証拠能力が認められず証拠として裁判に顕出できないからである[18]。

この点、公正取引委員会や証券取引等監視委員会等には犯則調査権限が法的に付されており、裁判官の発する令状により臨検、捜索及び差押えができる（つまり、収集した資料等を刑事手続きの証拠とできる）が、食品偽装表示の行政調査を担当する消費者庁、農林水産省、財務省及び都道府県の担当部署にはそのような権限を行使できない。

その結果、ある食品偽装表示の事件で農林水産省等が任意調査や立入検査を先行させており、別の端緒により内偵を進めていた捜査機関が捜索などの捜査を開始した場合、行政調査に割り込む形で捜査が始まるのであり、その間、行政調査が中断されることとなる[19]。しかも、捜査機関による捜査では、徹底した証拠収集が行われることから、捜査終了後に行政調査を再開しようにも、書類等の資料があらかた押収されてしまって実質的に進展させられない事態となる。

---

[18] この点、憲法違反として有力に問題視されているのは、罰金により強制される行政調査によって得られた被疑者となる人物の不利益供述を犯罪捜査に利用していいかという問題がある。本稿で議論する紙幅がないが、強制的な行政調査の結果を捜査に利用することに対する反対説の理由は、適正手続を定める憲法第35条及び自己負罪拒否特権を保障する憲法第38条に違反するというものである（香城敏麿「特別刑法と憲法」（1985年、伊藤榮樹ほか編「注釈特別刑法第一巻」立花書房）など）。

[19] なお、捜査機関が行政機関の有する情報を入手して証拠にしたい場合には、実務上、行政機関に対する捜査照会を行い、行政機関から回答を得て証拠とすることが多い。

このようなジレンマは、真実発見と人権保障を目的とする刑事手続（司法作用）と「一般消費者の利益の増進を図るとともに…国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者に需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする」（食品表示法第1条）食品表示行政（行政作用）の目的の違いに端を発するものともいえる。

このように、実務上の各々の手順を概観すると、食品偽装表示事件で、それぞれの目的を達成しながらの捜査機関による捜査と行政調査との連携は、かなりの困難を伴う。

この点、平成19年11月に農林水産省と警察庁との連名で「食品に係る偽装表示事案対策に関する警察庁と農林水産省との連携強化」が発表され、その具体的施策として①意見交換会の実施、②相互連絡体制の強化、③地方における連携の強化が打ち出された。そして、平成20年から、消費者庁、農林水産省及び警察庁等の担当局長等により構成される食品表示連絡会議が設けられ、さらに同会議の申し合わせにより、都道府県の関係部局間の連携促進のため、都道府県毎に都道府県の食品表示に関する担当部局と県警本部で構成された食品表示監視協議会が設置された[20]。

上記のような根本的な問題がある限り、この警察庁と農林水産省あるいは都道府県との連携も、個別具体的な事案における連携をするには問題があるのであり、一般的な情報交換にならざるを得ない[21]。

以上

---

[20]消費者庁「食品表示監視協議会の連携促進について」:http://www.caa.go.jp/region/pdf/110126_8.pdf

[21]この点について、「このような農林水産省や都道府県と警察庁との連携は、提供情報が一般的事項の確認に留まっている限りにおいて、実質的な効果がほとんど見込まれない施策と言わざるを得ない。一方、提供情報に立入検査の内容が含まれているならば、法律上、非常に危うい面を持っている懸念される。」と批判する論文として、渋谷樹著「食品偽装表示における行政調査と犯罪捜査との競合」社会技術研究論文集Vol.9,120-130,May2012
同論文は、食品偽装表示における行政調査と捜査の競合に係る法的論点に触れられており、参考となる。